（細則様式１－２）地方自治体（総合計画ありの場合(注)）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ２０２３年　　月　　日（あて先）●●市区町村長　殿（依頼者）住所：名称（氏名）：　　　　　　　　　　　　　㊞担当者：電話：ＳＳの事業再構築・経営力強化補助事業に係る同意依頼書　当社(私)は、「●●●市（区町村）●●●計画」（添付）及び「燃料安定供給計画書」に基づき、下記給油所の運営を継続し地域に必要な燃料の安定供給に取り組んでいくため、標記事業を活用し下記設備を設置する予定としております。　標記事業を利用するにあたっては、ＳＳの事業再構築・経営力強化事業交付規程第５条第１項第８号ハの規定により、自治体からの同意が必要となりますので、同意下さいますようお願い致します。記・給油所名：・給油所住所：・設置する設備：

|  |  |
| --- | --- |
| 1. | 3. |
| 2. | 4. |

 |
| ２０２３年　　月　　日上記依頼について同意します。同意者名または部署名　　　　㊞担当：●●●部●●課　氏名：●●●●　TEL、メールアドレス |

(注)総合計画等に「石油製品の安定供給の維持・確保」が位置づけられている（石油製品や燃料の安定供給に向けた取組が記述されている等）場合はこちらの様式をご使用ください。

※①留意事項：本認定とは別に、補助事業実施機関による審査があります。

　②同意に関する問合せ先：経済産業省　資源エネルギー庁　石油流通課　TEL:03-3501-1320

※自治体に同意依頼書が受理されているが、本書への署名・押印に日数を要する場合、事前に全国石油協会へご連絡をいただき確認を得たものについては、同意依頼書を後日提出とすることが可能です。

（一社）全国石油協会　環境・経営支援部　TEL　03-5251-0468

（細則様式１－２）地方自治体（総合計画なしの場合(注)）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ２０２３年　　月　　日（あて先）●●市区町村長　殿（依頼者）住所：名称（氏名）：　　　　　　　　　　　　　㊞担当者：電話：ＳＳの事業再構築・経営力強化補助事業に係る同意依頼書　当社(私)は、「燃料安定供給計画書」に基づき、下記給油所の運営を継続し地域に必要な燃料の安定供給に取り組んでいくため、標記事業を活用し下記設備を設置する予定としております。　標記事業を利用するにあたっては、ＳＳの事業再構築・経営力強化事業交付規程第５条第１項第８号ハの規定により、自治体からの同意が必要となりますので、同意下さいますようお願い致します。記・給油所名：・給油所住所：・設置する設備：

|  |  |
| --- | --- |
| 1. | 3. |
| 2. | 4. |

 |
| ２０２３年　　月　　日上記依頼について同意します。同意者名または部署名　　　　㊞担当：●●●部●●課　氏名：●●●●　TEL、メールアドレス |

(注)総合計画等に「石油製品の安定供給の維持・確保」が位置づけられていない（石油製品や燃料の安定供給に関する記述がない）場合はこちらの様式をご使用ください。

※①留意事項：本認定とは別に、補助事業実施機関による審査があります。

　②同意に関する問合せ先：経済産業省　資源エネルギー庁　石油流通課　TEL03-3501-1320

※自治体に同意依頼書が受理されているが、本書への署名・押印に日数を要する場合、事前に全国石油協会へご連絡をいただき確認を得たものについては、同意依頼書を後日提出とすることが可能です。

（一社）全国石油協会　環境・経営支援部　TEL　03-5251-0468

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ２０２３年　　月　　日（あて先）●●県石油商業組合　理事長　殿（依頼者）住所：名称（氏名）：　　　　　　　　　　　　　㊞担当者：電話：ＳＳの事業再構築・経営力強化補助事業に係る同意依頼書　当社（私）は、「燃料安定供給計画書」（添付）に基づき、給油所の運営を継続し地域に必要な燃料の安定供給に取り組んでいくため、標記事業を活用し下記設備を設置する予定としております。　同事業を利用するにあたっては、ＳＳの事業再構築・経営力強化事業交付規程第５条第１項第８号ハの規定により、石油商業組合の同意が必要となりますので、同意下さいますようお願い致します。記・給油所名：・給油所住所：・設置する設備：

|  |  |
| --- | --- |
| 1. | 3. |
| 2. | 4. |

 |
| 　　２０２３年　　月　　日上記依頼について、同意します。同意者名　　●●県石油商業組合　理事長（　理事長名　）　　㊞ |

（細則様式１－２）石油組合の場合

※留意事項：本認定とは別に、補助事業実施機関による審査があります。

（細則様式１－２）その他の場合（例：消防署、自治会等）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ２０２３年　　月　　日（あて先）●●（例：自治会長）　殿（依頼者）住所：名称（氏名）：　　　　　　　　　　　　　㊞担当者：電話：ＳＳの事業再構築・経営力強化補助事業に係る同意依頼書　当社（私）は、「燃料安定供給計画書」に基づき、下記給油所の運営を継続し地域に必要な燃料の安定供給に取り組んでいくため、標記事業を活用し下記設備を設置する予定としております。　標記事業を利用するにあたっては、ＳＳの事業再構築・経営力強化事業交付規程第５条第１項第８号ハの規定により、自治体（自治会長含む）からの同意が必要となりますので、同意下さいますようお願い致します。記・給油所名：・給油所住所：・設置する設備：

|  |  |
| --- | --- |
| 1. | 3. |
| 2. | 4. |

 |
| 　　２０２３年　　月　　日上記依頼について同意します。同意者名　　●●　　（　自治会長名　）　　㊞ |

※①留意事項：本認定とは別に、補助事業実施機関による審査があります。

　②同意に関する問合せ先：経済産業省　資源エネルギー庁　石油流通課　TEL:03-3501-1320

※依頼先に同意依頼書が受理されているが、本書への署名・押印に日数を要する場合、事前に全国石油協会へご連絡をいただき確認を得たものについては、同意依頼書を後日提出とすることが可能です。

（一社）全国石油協会　環境・経営支援部　TEL　03-5251-0468

地方自治体に同意の依頼を行う際にご活用ください

地方自治体の方へ

平素より経済産業行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、経済産業省資源エネルギー庁では、カーボンニュートラル社会に向けた取組を進めていく中でも残り続ける燃料需要に対して安定供給を確保するため、令和４年度補正予算において「SS（※）の事業再構築・経営力強化事業」を措置いたしました。

※ＳＳ：サービスステーション、ガソリンスタンド

本事業は、ＳＳ事業者等が事業再構築や経営力強化に向けて行う設備導入等に対して補助を行うものとなりますが、申請に当たっては、地域に必要な燃料の安定供給に向けた計画「燃料安定供給計画書」を作成するとともに、申請事業の実施について地方自治体等の同意を得ること等が要件となっております。

つきましては、本事業の申請予定者より、申請に対する同意の依頼があった場合には、燃料安定供給計画書等申請内容をご確認いただき、管内地域に必要な燃料の安定供給の確保に資するものであると認められる場合にはご同意をいただけますと幸いです。

何卒、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

Ｑ１　同意するにあたり判断基準はあるか。

Ａ１　申請内容がＳＳの事業継続に結びつくものである場合は、管内地域に必要な燃料の安定供給の確保に資するものであると考えられます。燃料安定供給計画書等の記載内容や申請予定者からの説明を踏まえ、ご判断をお願いいたします。

Ｑ２　地方自治体として、同意を行うことにより、申請事業について責任を負うのか。

Ａ２　申請事業の内容・実施結果については、本事業執行機関・一般社団法人全国石油協会の責任の下、交付要綱等に基づく適正な審査を行った上で補助金の交付を行います。

Ｑ３　同意は首長名義である必要があるか。

Ａ３　首長名義である必要はございません。商工・産業所管部署などＳＳ事業者や同意内容に関わる事務を所掌される部署の管理職等、意思決定を行う立場にある方の名義でご同意いただけますようお願いいたします。

（問い合わせ先）

経済産業省 資源エネルギー庁

資源・燃料部 石油流通課

電話番号：０３－３５０１－１３２０

地方自治体に同意の依頼を行う際にご活用ください

ＳＳの事業再構築・経営力強化事業　交付規程（抜粋）

（令和５年３月９日設定）

(事業の内容)

第４条　「ＳＳの事業再構築･経営力強化補助事業」とは、次の事業の実施に要する経費に対して、当該経費の一部を助成する事業をいう。

一　ベーパー回収設備整備事業　申請給油所等のうち給油所に第２条第１２号に定める設備を導入する事業をいう。

二　地下埋設物等の入換等事業　申請給油所等のうち給油所の地下埋設タンク及び地下埋設配管の両方又は地下埋設配管のみを撤去し、撤去した設備に応じて新たに地下埋設タンク及び地下埋設配管の両方又は地下埋設配管のみを設置する工事をいう。

三　地下埋設物等の撤去等事業　申請給油所等の地下埋設タンク及び地下埋設配管を撤去する工事（以下、「撤去工事」という。）、危険物漏えい未然防止を目的として実施する第２条第１３号の内面ライニング施工工事及び第１４号の電気防食システム設置工事並びに危険物漏えい早期検知を目的として実施する第２条第１５号の精密油面計設置工事及び第１６号の統計学による漏えい監視システム設置工事をいう。

四　省エネ型洗車機整備事業　申請給油所等のうち給油所に第２条第１８号に定める設備を導入する事業をいう。

五　官公需システム整備事業　石油組合が第２条第１９号に定める設備を導入する事業をいう。

六　ＰＯＳシステム整備事業　申請給油所等のうち給油所に第２条第２０号及び第２１号に定める設備のいずれか又は両方を導入する事業をいう。

七　省エネ型ローリー整備事業　申請給油所等に第２条第２２号に定める設備を導入する事業をいう。

八　タブレット型給油許可システム整備事業　申請給油所等のうち給油所に第２条第２３号に定める設備を導入する事業をいう。

九　灯油タンク等スマートセンサー整備事業　申請給油所等のうち給油所に第２条第２４号に定める設備を導入する事業をいう。

（申請資格）

第５条　補助金の交付を受けることができる者は、事業毎に次の各号の要件を満たす者とする。

八　前条第１号から第９号までの事業にあっては、次の要件のいずれかに該当するもの。ただし、第３号の撤去工事にあっては、この限りではない。

ハ　事業を行う地域を管轄する地方自治体等の同意書等の提出があるもの